

本資料は、日本在住のインド国特許弁理士バパット・ヴィニット氏が代表取締役を務めるサンガム IP が、インドの知財関連ニュースを紹介するものです（執筆：サンガム IP 及び同社提携先、翻訳：発明推進協会、監修：サンガム IP）。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

情報の内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

商標—パッシングオフ訴訟において必要 とされる信頼と不信¹

情報チーム²

バパット・ヴィニット³

名声は事実であっても、自国のビジネスの中に存在するべきであり、信頼を存続させるためにその国でビジネスをするべきであることについて、デリー高裁は、「信頼」の確立は、パッシングオフという不法行為を証明する大きな要因であるとした。INTEX 社（被告）の商標は、世界の別の場所で名声を得ていたかもしれないが、インド国内で販売される或いは確固たる市場ができるまでは、インド国内で信頼があるとはみなされないとして、単独裁判官（第一審）で携帯電話への「Aqua」という商標の使用に対し仮差止命令が下された⁴。INTEX 社（第二審：上訴人、第一審：被告）がその標章を製品に付け始めた時に、AzTech 社（第二審：被告、第一審：原告）は、インド国内で商標の信頼を得ていなかったと述べられた。

さらに、その商標が INTEX 社の商標『INTEX』と一緒に使用された時、INTEX 社の製品パッケージについていた『INTEX』という標章は、『AQUA』という標章と同じ位有名なもので、不正や虚偽表示には当てはまらないという見解を示した。追加の表示が他の製品と完全に区別がつくほど有名であるなら、混同の恐れはない。異議を受けた命令を破棄し、高裁は訴訟の遅れや、INTEX 社が使用していたロゴのフォントや形式を模倣するというような AzTech 社の行動は、差止命令の公正な衡平法上の救済を受ける権利をはく奪するほど、不誠実であると結論付けた。

[INTEX Technologies (インド) 対 AZ Tech (インド) 判決日：2017 年 3 月 10 日 FAO (OS) No.1/2017&CM Nos.301/2017&303/2017 デリー高裁]

¹ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所発行, 2017 年 3 月号

² Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所

³ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

⁴ Lakshmi Kumaran & Sridharan 法律事務所発行, 2017 年 1 月号